

特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）の判定基準

	水濁法に定める排水基準(mg/L)	燃え殻・ばいじん・鉱さい		廃油(廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
		燃え殻・ばいじん・鉱さい(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	廃物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)	廃物(廃酸・廃アルカリ以外)(mg/L)	汚泥(mg/L)	廃酸・廃アルカリ(mg/L)	廃物(廃酸・廃アルカリ)(mg/L)
アルキル水銀	ND(検出されないと)	ND	ND	ND			ND	ND	ND
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05
カドミウム又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1
鉛又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1
有機磷化合物	-						1	1	1
六価クロム化合物	0.5	1.5	5	1.5			1.5	5	5
砒素又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1
シアン化合物	1						1	1	1
PCB	0.003				(廃油:0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03
トリクロロエチレン	0.3				3	0.3	0.3	3	3
テトラクロロエチレン	0.1				1	0.1	0.1	1	1
ジクロロメタン	0.2				2	0.2	0.2	2	2
四塩化炭素	0.02				0.2	0.02	0.02	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04				0.4	0.04	0.04	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2				2	0.2	0.2	2	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4				4	0.4	0.4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3				30	3	3	30	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06				0.6	0.06	0.06	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロパン	0.02				0.2	0.02	0.02	0.2	0.02
チラウム	0.06						0.06	0.6	0.6
シマジン	0.03						0.03	0.3	0.3
チオベンカルブ	0.2						0.2	2	2
ベンゼン	0.1				1	0.1	0.1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3			0.3	1	1
ダイオキシン類 (単位は TEQ 換算)	10pg/g	3ng/g	100pg/L	3ng/g			3ng/g	100pg/L	100pg/L
根拠法令	排水基準を定める省令	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令	判定基準省令	廃掃法施行規則	判定基準省令
		別表第1・第5	別表第1	別表第6	別表第1	別表第6	別表第5	別表第1	別表第1

有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準

	水銀を含む 燃え殻ばい じんの処理 物(mg/L)	その他の燃 え殻ばいじ ん、鉛さい、 その処理物 (mg/L)	水銀やシア ンを含む汚 泥 その処 理物 (mg/L)	その他の 汚泥 その 処理物 (mg/L)
アルキル水銀	ND (検出さ れないこと)	ND	ND	-
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	-
カドミウム又はその化 合物	-	0.3	-	0.3
鉛又はその化合物	-	0.3	-	0.3
有機燐化合物	-	-	-	1
六価クロム化合物	-	1.5	-	1.5
砒素又はその化合物	-	0.3	-	0.3
シアノ化合物	-	-	1	-
PCB	-	-	-	0.003
トリクロロエチレン	-	-	-	0.3
テトラクロロエチレン	-	-	-	0.1
ジクロロメタン	-	-	-	0.2
四塩化炭素	-	-	-	0.02
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	0.04
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	3
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	0.06
1,3-ジクロロブロヘン	-	-	-	0.02
チラウム	-	-	-	0.06
シマジン	-	-	-	0.03
チオベンカルブ	-	-	-	0.2
ベンゼン	-	-	-	0.1
セレン又はその化 合物	-	0.3	-	0.3
ダイオキシン類 (単位は TEQ 換算)	-	3ng/g	-	3ng/g
根拠法令	判定基準省令 別表第1、5、6			